

プラント状況確認結果(令和4年7月6日～令和4年7月12日)

令和4年7月13日
福島県原子力安全対策課

令和4年7月6日～令和4年7月12日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

プラント状況(7月12日午前11時)

以下の項目について、実施計画*に定める制限を超える測定値はありません。

また、県の檜葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら([県HP](#))を御覧ください。

場所	目的	監視項目*	1号機	2号機	3号機	4号機 ^{※2}
原子炉 ^{※1} (核燃料)	冷却	注水量(m ³ /h)	4.0	1.7	2.1 ^{※3}	—
		压力容器 底部温度(°C)	24.8	32.0	28.7	—
	未臨界確認	キセノン135濃度 (Bq/cm ³)	8.36×10 ⁻⁴	検出限界値 未満	検出限界値 未満	—
压力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	—
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0.07	0.11	—
使用済燃料 プール	冷却	水温(°C)	— ^{※5}	30.4	— ^{※4}	—

※1 直近データのみ記載。詳細は[東京電力のページ](#)を御覧ください。

※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。

※3 作業に伴い原子炉注水量を変更しています。安全性に影響はありません。

※4 全燃料取り出し完了により、計測不要です。

※5 作業に伴いデータが欠測しています。計画された欠測であり、安全性に影響はありません。

(1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果(7月12日午前10時)

最小 0.340 (MP-6) ～ 最大 1.007 (MP-4) μSv/h [⇒計測地点の地図](#)

(2) 発電所専用港内の海水中セシウム137濃度の測定結果(7月11日採取分)

最小 0.55 Bq/L (港湾内西側) ～ 最大 3.9 Bq/L (遮水壁前)

[⇒計測地点の地図](#)

(3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム137濃度の測定結果(7月11日採取分)

5、6号機放水口北側：検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.67 Bq/L

南放水口付近：検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.67 Bq/L

[⇒計測地点の地図](#)

(4) 発電所敷地内の大気中セシウム137濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら([東京電力HP](#))を御覧ください。

(5) 1～6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム137濃度の測定結果(7月8日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 4.4 Bq/L (3号機)
～ 最大 2300 Bq/L (2号機)

トラブルの概要 (令和4年7月6日～令和4年7月12日)

この一週間におけるトラブル等について、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

■ 6号機タービン建屋における火災警報発生について

7月6日午前6時22分、6号機タービン建屋地下1階において火災警報が発生していることを当社社員が発見しました。

状況は以下のとおりです。

- ・プラント設備への影響 確認中
- ・発生場所 6号機タービン建屋地下1階北側
- ・双葉消防本部への連絡時刻 午前6時31分(119番通報)。

当社社員および自衛消防隊の状況確認により、火元および煙の発生がないことを確認しました。

プラント設備への影響がないこと、および敷地境界モニタリングポストおよびダストモニタ、構内ダストモニタに有意な変動はありません。

午前7時25分、消防署にて「誤報」と判断されました。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) [\(3\)](#) ご覧ください。

■ 物揚場付近の油漏れについて

7月7日午前7時32分、物揚場付近の海面に油が漏れいしていることを協力企業作業員が発見しました。

状況は以下のとおりです。

- ・漏えい範囲 海面 約2m×5m
- ・拡大防止処置 確認中
- ・漏えい継続の有無 確認中
- ・双葉消防本部への連絡時刻 午前7時39分

当社社員が現場を確認したところ、発電所構内物揚場排水路出口に約5m×15mの油膜があり、そこから港湾内護岸付近の海面に約2m×5mで浮遊していること、および付近に火気が無いことを確認しました。

状況は以下のとおりです。

- ・漏えい継続の有無 確認中
- ・拡大防止処置 準備中
- ・海上保安部への報告時刻 午前7時42分

油の拡大防止処置として、午前10時15分、港湾内護岸付近に浮遊している油膜の外側にオイルフェンスを設置し、吸着マットにより浮遊している油膜の回収を実施しています。また、発電所構内物揚場排水路出口付近にも吸着マットを設置しており、その上流側に少量の油が継続して溜まっていることを確認しています。

発電所構内物揚場排水路出口付近に土嚢を設置し、その上流側にある油膜について、引き続き吸着マットによる処理を実施中ですが、海側については、港湾内護岸付近に浮遊していた油膜を含め、吸着マット等による処理を完了しています。

また、漏えいの原因について調査したところ、発電所構内物揚場付近に駐車していた油抜き済みのトレーラーから残油が漏えいし、排水路へ流入していたものと判断しました。漏えいは停止していますが、念のためトレーラー下部へ受け容器を設置済みです。なお、排水路への流入抑制対策として、当該トレーラー近傍に土嚢ならびに吸着マットを設置しました。

油の漏えいの原因となった発電所構内物揚場付近に駐車していたトレーラー近傍にある発電所構内物揚場排水路開口部から排水路出口を繋ぐ暗渠において、漏えいした油が付着していることを確認したことから、準備が整い次第、洗浄作業を実施します。

なお、発電所構内物揚場排水路出口付近には土嚢と吸着マットを設置しているため、引き続き漏えいした油はその上流側に留まっており、海側への漏えいは確認されていません。

発電所構内物揚場付近に駐車していたトレーラーからの油漏れにより、近傍にある発電所構内物揚場排水路開口部から排水路出口を繋ぐ暗渠に付着した油について、洗浄作業が終了しました。その後、海面に油は確認されていません。

また、本日（7月8日）午後3時19分、本件について、消防署から「油漏えい事象」と判断されました。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) [\(3\)](#) [\(4\)](#) [\(5\)](#) [\(6\)](#) ご覧ください。

* 実施計画及び監視項目に関する解説

○実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組（設備設置含む）について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

○注水量及び圧力容器底部温度

1～3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料（燃料デブリ）を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を80℃以下で管理することを定めています。

○キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では1 Bq/cm³以下であることが定められています。

○窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値（2.5%）よりも低いことを確認しています。1～3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

○水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では60℃（1号機）または65℃（2、3号機）以下で管理することが定められています。